

高知工業高等専門学校無料職業紹介運営業務規程

制 定 昭和41年 3月10日

(本校の行う職業紹介事業)

**第1条** 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)は職業安定法第33条の2の規定に基づき、教育課程等を勘案して、本校学生並びに卒業生についての無料職業紹介事業を行う。

(求人者の申込)

**第2条** 本校はいかなる求人者の申込も、これを受理する。ただし、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認めるときは、その申込を受理しない。

2 本校は、求人者からの郵便、電話又は事業主(若しくはその代理人)の出頭により求人条件を確認し、求人票に記入する。

3 本校は、求人者の申込者からその従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件についての明示を求める。

(求職者の申込)

**第3条** 本校は、いかなる求職者の申込についてもこれを受理する。ただし、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しない。

2 求職者の申込者は、就職相談票に記入して申込みものとする。

(紹介)

**第4条** 本校は、求職者に対してはその能力、性格等を考慮して最も適合する求人者を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 本校は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に対しては求職者の紹介を一時中止する。

(秘密厳守)

**第5条** 職業紹介業務に関して求職者、求人者その他の者から知り得た求職者、求人者の個人的情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

**第6条** 職業紹介に関し人種、国籍、信条、性格、社会的身分、門地等を理由として差別待遇をしてはならない。

**附 則**

この規程は、昭和41年3月10日から適用する。